

## 新たな規制改革事項の活用に向けた取組について

### ○ R4 本市の取組状況

#### ●新潟市国家戦略特区推進本部会議を開催

令和4年7月11日、幹部職員を本部員とする新潟市国家戦略特区推進本部会議を開催し、他の国家戦略特区指定区域における規制改革の実施状況などの情報を共有し、規制改革事項の活用及び新規提案の積極的な検討を指示。

#### ●規制改革事項の活用可能性の検討

内閣府が示す規制改革事項のうち、活用が見込まれる事項について、ニーズや課題の調査を実施するなど、新たな規制改革事項の活用に向けた検討を進めている。

(工場敷地の緑地面積率等の規制緩和、障がい者雇用率算定の特例拡充 など)

#### ●民間企業・各種団体への説明

経済団体との懇談会等の機会を捉えて規制改革に関するパンフレットを配布。

今後、「にいがた BIZ EXPO」や「フードメッセ in にいがた」などの機会を捉えて出展企業のブースを訪問し、規制改革制度について説明を行う予定。

### ※国家戦略特区推進協議会委員の皆さまへのお願い

各団体の会員や関連企業の皆さまにも改めて特区制度の周知をお願いいたします。

規制緩和の活用や新たな規制改革事項の提案を検討されている企業等があれば、政策調整課までご連絡ください。新潟市担当職員が直接説明にお伺いいたします。

#### 【お問い合わせ先】

新潟市国家戦略特区推進協議会事務局（新潟市政策企画部 政策調整課）

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

TEL：025-226-2057／FAX：025-224-3850

アドレス：seicho@city.niigata.lg.jp